

**亶理地区行政事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

**令和6年4月
亶理地区行政事務組合**

■ 目次

1. 背景	- 1 -
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	- 4 -
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	- 6 -
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	- 8 -
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	- 9 -
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	- 13 -
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス

の削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出 典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になります。

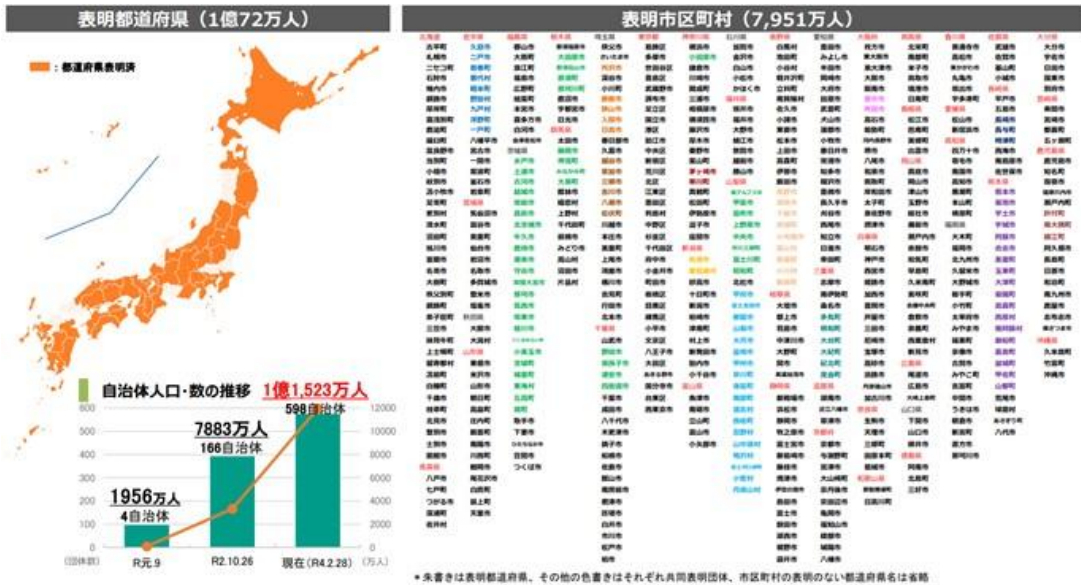


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

2. 基本的事項

(1) 目的

巨理地区行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「巨理地区行政事務組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、巨理地区行政事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

巨理地区行政事務組合事務事業編の対象範囲は、巨理地区行政事務組合の全ての事務・事業とし、対象とする施設は次のとおりです。

対象施設一覧

	施設名	住所
1	巨理地区行政事務組合・巨理消防署	巨理郡巨理町字祝田 3 4 番地 2 1
2	あぶくま消防本部・岩沼消防署	岩沼市末広一丁目 6 番 3 2 号
3	巨理消防署山元分署	巨理郡山元町山寺字石田 1 0 番地 1
4	坂元基地局	巨理郡山元町坂元字山作 1
5	巨理葬祭場	巨理郡巨理町字龍門寺前 1 3 4 番地

(3) 対象とする温室効果ガス

巨理地区行政事務組合には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、巨理地区行政事務組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

○地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に示される温室効果ガスの種類

温室効果ガス			人為的な発生源
1	二酸化炭素	CO ₂	電気の使用、石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼、廃棄物等の焼却
2	メタン	CH ₄	化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行、廃棄物等の焼却
3	一酸化二窒素	N ₂ O	ガス冷房機、コンロ、ストーブ、非常用発電機等の使用、化石燃料の燃焼、自動車の走行
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷蔵庫、カーエアコンの冷媒やスプレー等の充填廃棄時の漏洩
5	パーフルオロカーボン	PFC	半導体等の製品洗浄に使用、使用時の漏洩
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	電気絶縁ガス
7	三ふっ化窒素	NF ₃	半導体化学でエッチング液

(4) 計画期間

2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2028年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	2013	...	2024	2025	2026	2027	2028	...	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度
計画期間									

図2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

巨理地区行政事務組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

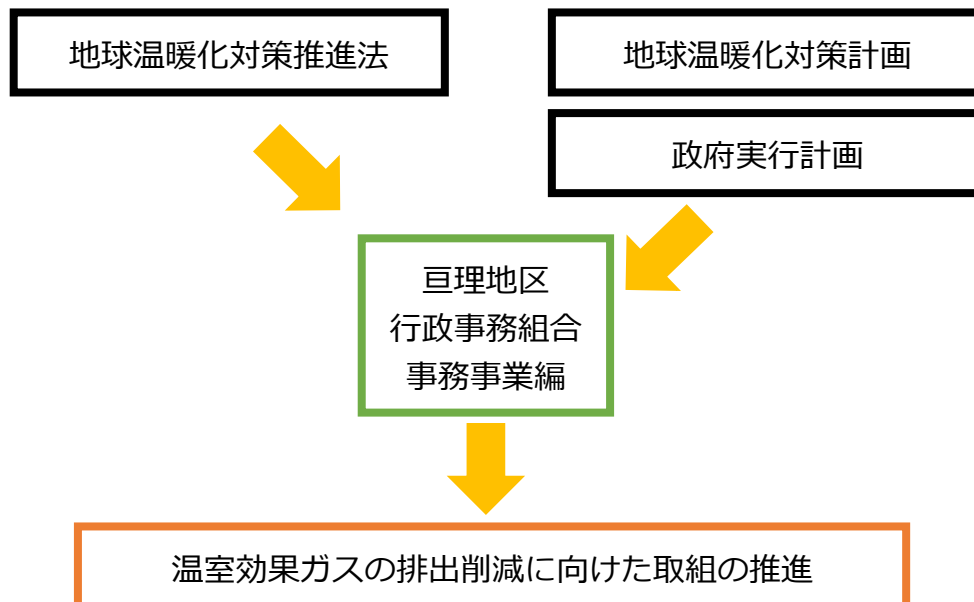


図 3 巨理地区行政事務組合事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

巨理地区行政事務組合では、消防に関する事務のほか、巨理葬祭場において火葬業務を行っております。2019 年 4 月に消防広域化によって岩沼市が所有していた岩沼市消防本部の庁舎及び消防車両等が当組合に移管され、温室効果ガスの排出量は 2013 年度の 338.18 t-CO₂ に対し、2019 年度は約 1.58 倍の 534.51 t-CO₂ に増加しました。

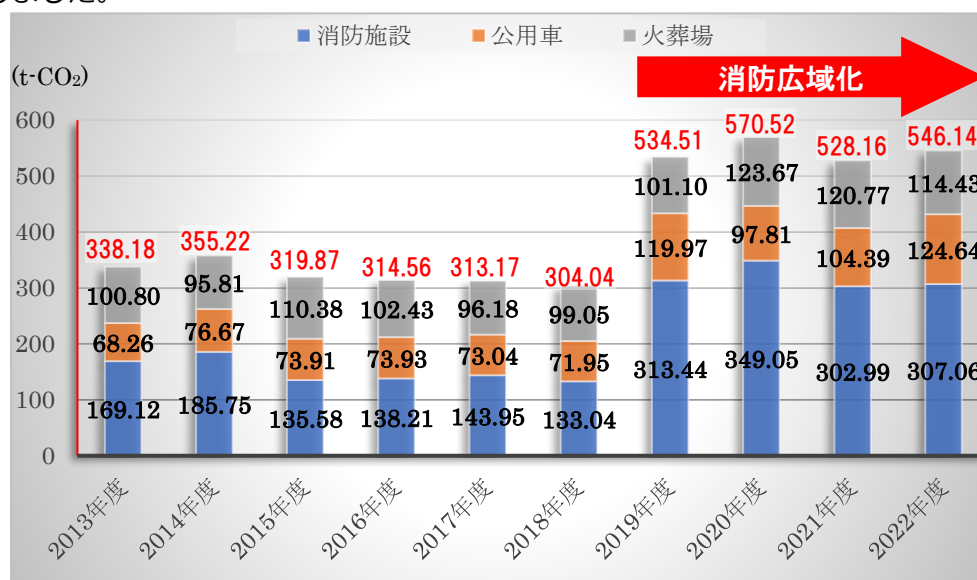


図 4 巨理地区行政事務組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

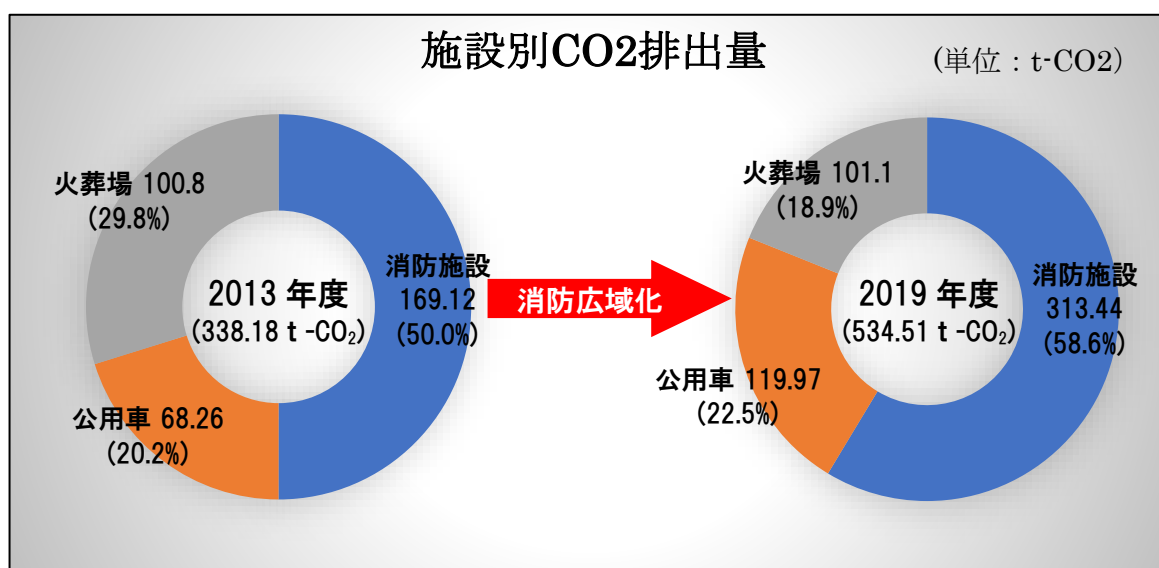


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013 年度と 2019 年度）

施設別では、2013 年度は消防施設が全体の 50.0%を占め、次いで火葬場 29.8%、自動車 20.2%、となっています。

消防広域化後の 2019 年度は、消防施設が全体の 58.6%を占め、次いで公用車 22.4%、火葬場 18.9%となっています。

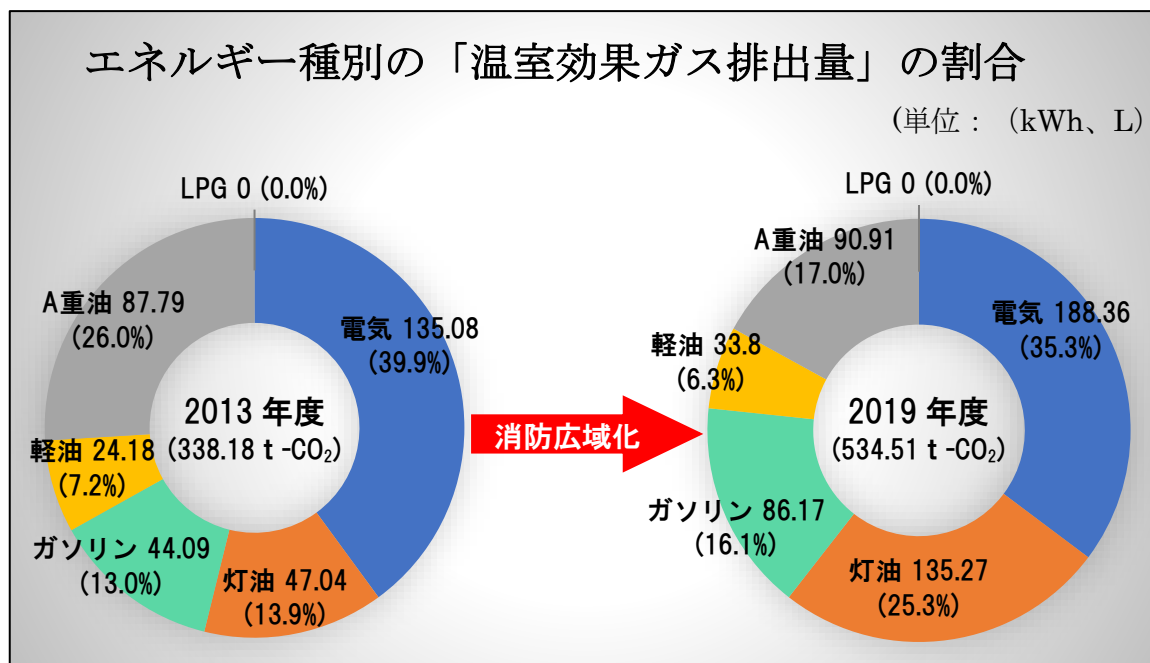
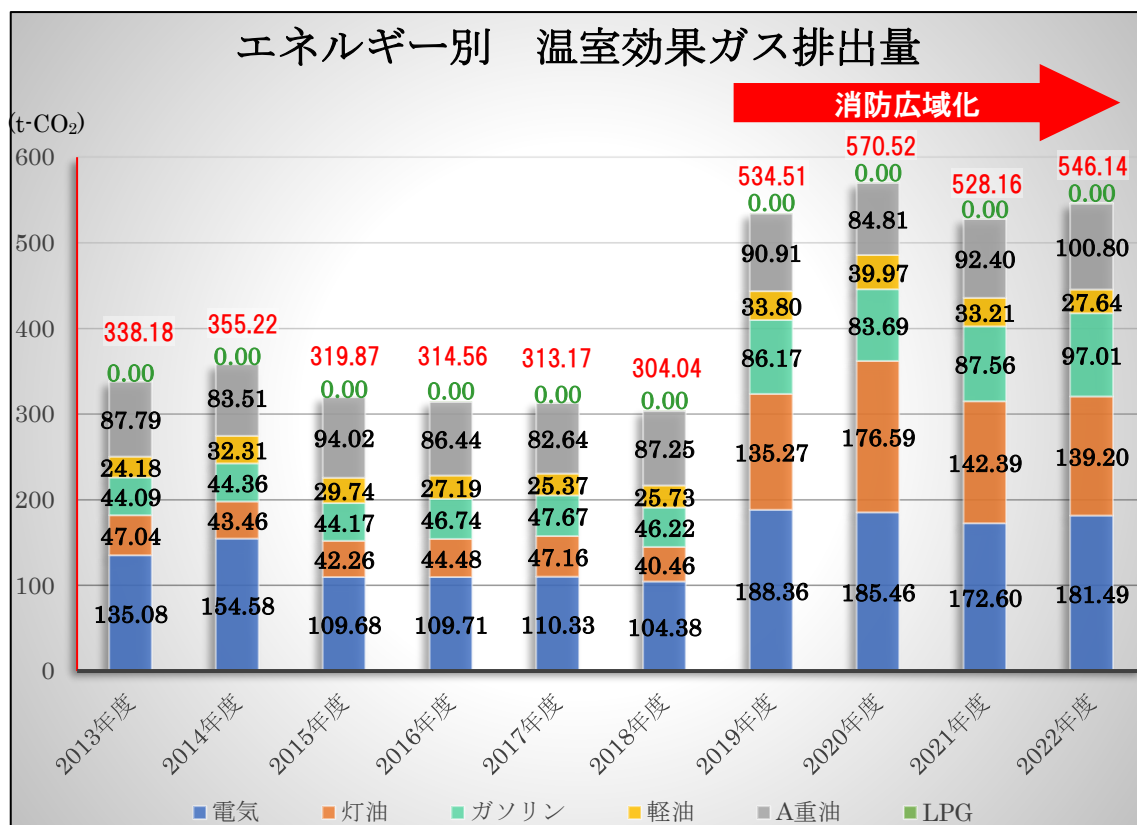


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013 年度と 2019 年度）

また、エネルギー種別では、2013 年度は電気が全体の 39.9%を占め、次いで A 重油 26.0%、灯油 13.9%、ガソリン 13.0%、軽油 7.2%となっています。

消防広域化後の 2019 年度は、電気が全体の 35.2%を占め、次いで灯油 25.3%、A 重油 17.0%、ガソリン 16.1%、軽油 6.3%となっています。



温室効果ガスの排出量の増減要因

亘理地区行政事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 消防広域化による消防庁舎数及び消防車両数の増加
 - ・ 管轄区域が拡大したことによって災害出動件数が増加し、消防隊や救急隊の活動時間、走行距離に比例して燃料の消費量も増加した。
 - ・ 組合保有施設数及び職員数の増加により、照明や空調設備、OA 機器等の使用量が増加した。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、亘理地区行政事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

環境省が公表している「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」において基準年度として推奨されている 2013 年度を本計画の基準年度とした場合、消防広域化前後での比較となり目標値が分かりづらくなることや、2023 年 12 月策定の「第 4 期岩沼市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と整合性を図るため、2019 年度を基準年とし、その温室効果ガス総排出量（534.51 t-CO₂）に対し 2030 年度までに 50%（267.25 t-CO₂）削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項 目	2013 年度	基準年度（2019 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	338.18 t-CO ₂	534.51 t-CO ₂	267.25 t-CO ₂
削減率	—	—	50%

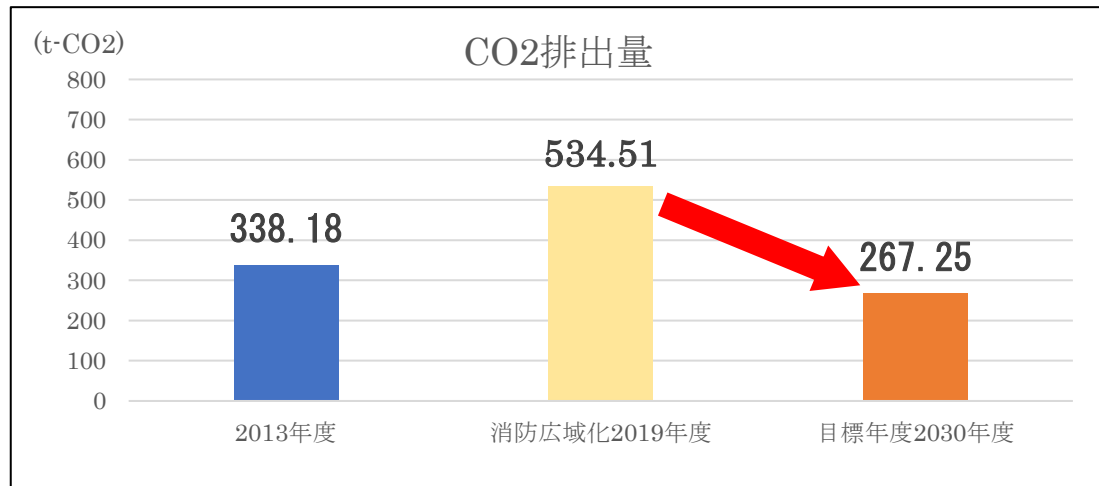


図 7 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 省エネルギー対策

配慮項目	具体的な取り組み
◇照明機器の適正な使用	ア 始業前、昼休み、残業時、休日は、業務に支障のない範囲で共用部（会議室・廊下・トイレ・給湯室等）の消灯を徹底します。 イ 会議室、更衣室、トイレ、ロッカー室、倉庫等は必要なとき以外は消灯します。 ウ 利用場所の明るさに応じ、蛍光灯本数の削減、照明器具等の清掃、電球の適正な時期での交換を実施します。 エ 蛍光灯を LED 照明への切り替えを進めます。 オ トイレや給湯室などの常時人がいない部屋には、人感センサーによる照明点灯制御の導入を推進します。

	カ 照明点灯範囲の細分化や人感センサー、昼光センサーの導入等を図ります。
◇電気機器等	ア パソコン、コピー機等は省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入します。 イ パソコン、コピー機等、未使用時の省エネモードに設定します。 ウ 昼休みや来客対応などでパソコンを長時間使用しない場合は、ディスプレイの電源を切るように努めます。 エ 勤務時間外の不必要なコピー機、パソコン等は電源を切るように努めます。 オ 退庁時には、プリンタや電気ポットなどの電源を切るように努めます。
◇冷暖房機器	ア 冷房時の室温は 28℃、暖房時の室温は 20℃を目安に設定します。 イ カーテンやブラインド等を積極的に使用し、冷暖房効果を高めるように努めます。 ウ 冷暖房中の窓やドア閉じ、開閉は速やかに行います。 エ クールビズ・ウォームビズを推進します。 オ 使用していない部屋の空調は停止します。
◇エレベーターの使用	ア できるだけ階段を利用します。
◇給湯機器、調理器具等	ア 給湯器は、適正な温度を設定します。 イ 入浴やシャワーは短時間で使用することで、無駄な保温を減らします。
◇業務の効率化	ア 業務の効率化、時間外勤務の削減に努め、「ワークライフバランス」を推進します。 イ 毎週水曜日は「ノー残業デー」とするとともに業務終了後の早期退庁を促進します。

② 公用車の適正利用等

配慮項目	具体的な取り組み
◇低燃費車の導入等	ア 公用車へのハイブリッド車、プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）の導入促進に努めます。 イ 公用車の EV 化と併せて EV 給電設備の導入を検討します。
◇適正運転の実施	ア 急発進・急加速・不必要なアイドリングを控え、エコドライブを推進します。 イ 不必要な荷物を降ろし車体の軽量化を図ります。

	ウ タイヤの空気圧調整を定期的を実施します。 エ 減速時は早めにアクセルを離し、エンジンプレーキを積極的に活用します。 オ 消防車両等については、現場滞在時間の削減や業務ルート等の効率化に努めます。 カ 救急車適正利用の啓発を継続的かつ積極的に行います。 キ Web 会議の活用により、公用車の使用の削減に努めます。
◇その他	ア 可能な限り公共交通機関を利用します。 イ 会議等に出席する際は相乗りを推進し、公用車の効率的な利用を図ります。 ウ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

③ 省資源・リサイクル対策

配慮項目	具体的な取り組み
◇水の使用抑制	ア 洗車や清掃等の際には、水の使用量の抑制に努めます。 イ その他、日常的な節水に努めます。
◇用紙類の削減	ア コピーは両面印刷を原則とし、使用量削減に努めます。また、縮小可能なものの縮小コピー（A4 判化）を徹底します。 イ 使用済みのコピー用紙（裏面）や封筒、ファイルなどのリユースに努めます。 ウ 会議資料等は簡素化を図り、印刷部数は必要最小限とします。また、共有フォルダやデータ資料の活用等によりペーパーレス化の普及に努めます。 エ 資料の簡素化と作成部数の適正化に努めます。
◇ごみ排出の抑制	ア 全職員が率先してごみの分別や減量化、資源化に努めます。 イ マイ箸、マイボトル等を持参し、排出ごみ削減を推進します。 ウ 詰め替え等により、繰り返し利用可能な製品の購入を推進します。 エ 備品等の修繕に努め、利用の長期化を図ります。

④ 環境に配慮した製品購入等の推進

配慮項目	具体的な取り組み
◇グリーン購入・契約等の推進	ア 環境にやさしい物品やグリーン購入法による物品の利用に努めます。 イ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
◇その他	ア 長期使用が可能な製品の購入に努めます。

	イ 物品の計画的な購入と適正な在庫管理に努めます。 ウ 物品等の購入の際は、包装の簡素化を要請します。
--	---

⑤ 公共事業における環境負荷の低減等

配慮項目	具体的な取り組み
◇環境負荷低減の推進	ア 公共工事の際には、一定の環境負荷低減効果が認められている建築資材、建設機械、工法等を採用します。 イ 廃棄物の削減及びリサイクルしやすい製品を優先的に選択します。 ウ 二酸化炭素吸収源対策として、施設の緑化を推進します。 エ 公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合・複合化に努めます。
◇再生可能エネルギーの導入・省資源の推進	ア 2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。 イ 自動水洗等の節水機器の導入を検討します。

⑥ 新築・大規模改修におけるCO₂削減のためのZEBの検討

配慮項目	具体的な取り組み
◇建築物における省エネルギー対策の徹底	ア 新築施設においてZEB化、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を積極的に検討し、環境に配慮した建築設計を実施します。 なお、今後予定する新築施設については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。 イ 既存施設の再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入について積極的に検討し、大規模改修を行うときは、設計段階でCO₂をどの程度削減できるかZEB化の検討を行います。 検討にあたっては、より高い水準の省エネルギー化を実現するために、ZEB Oriented 相当以上の水準を目指し、省エネルギー化を図ります。

⑦ 職員の意識向上

配慮項目	具体的な取り組み
◇職員の意識向上	ア 職員に対し地球温暖化対策に関する情報を提供し、職員の意識向上に努めます。 イ 施設管理者は、施設利用者に節電を呼びかけるとともに、事務室や共用部に節電を促すメッセージを掲示するなど、節電意識の啓発に努めます。

	ウ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。 エ 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
--	--

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

巨理地区行政事務組合事務事業編を推進するために、事務局長を委員長とする「巨理地区行政事務組合地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 巨理地区行政事務組合地球温暖化対策庁内委員会

事務局長を委員長、総務課長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。巨理地区行政事務組合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 巨理地区行政事務組合地球温暖化対策庁内委員会事務局

総務課に事務局を設置します。総務課長を事務局長とし、総務課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

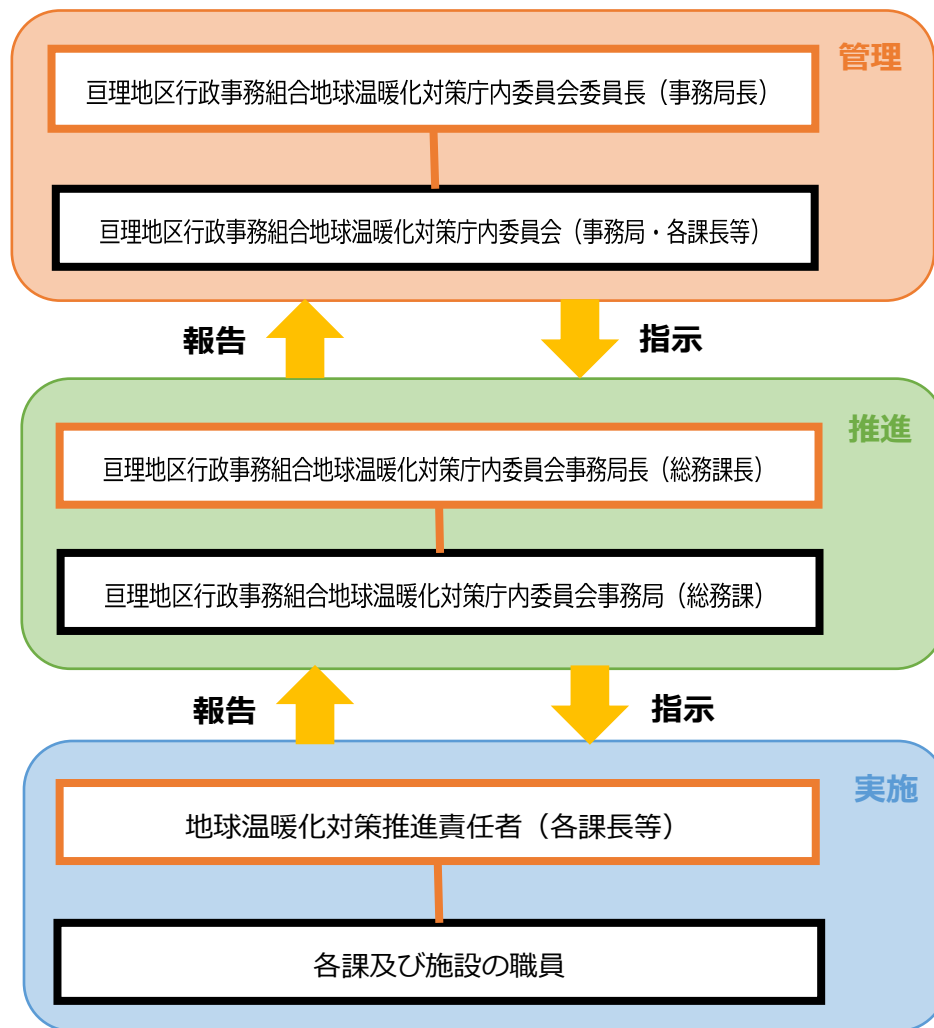


図 8 亶理地区行政事務組合事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

亶理地区行政事務組合事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、亶理地区行政事務組合事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

亶理地区行政事務組合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027 年度に亶理地区行政事務組合事務事業編の改定を行います。

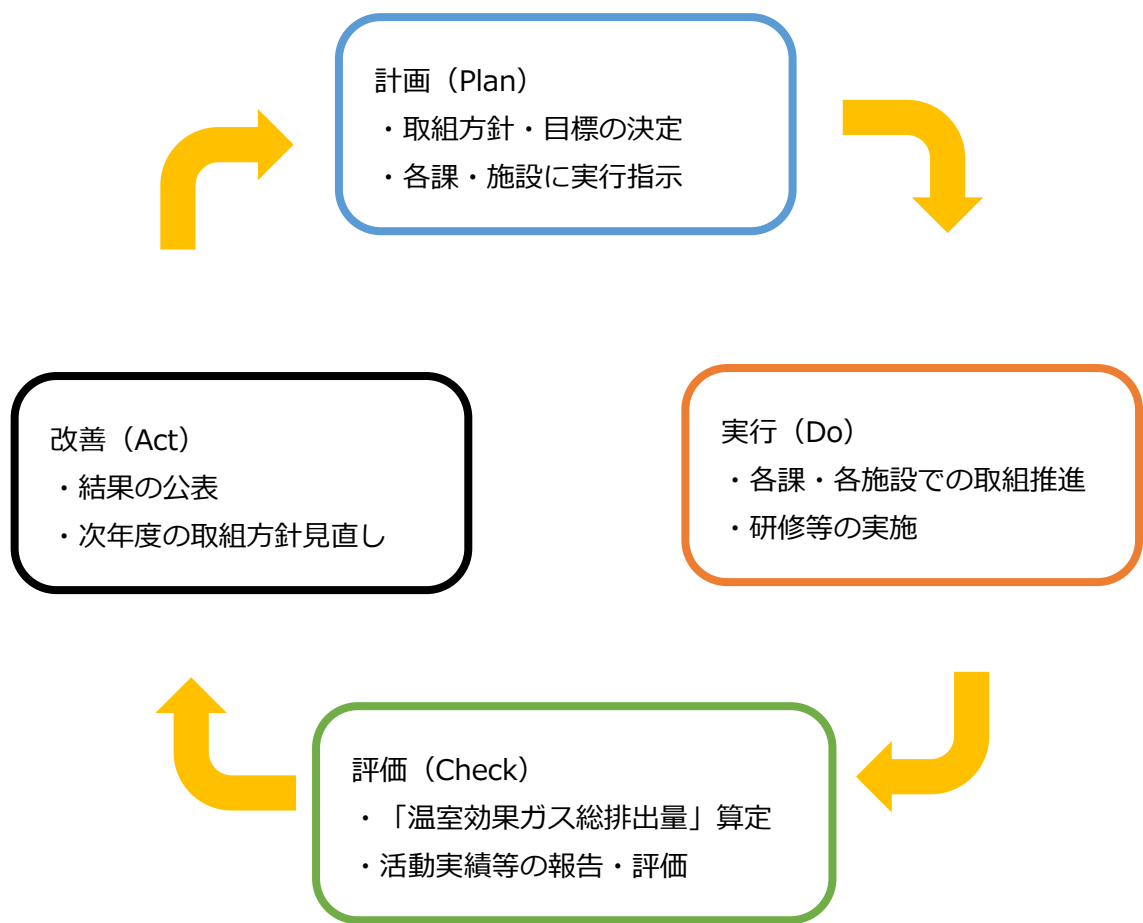


図 9 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

巨理地区行政事務組合事務事業編の進捗状況は、巨理地区行政事務組合の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

